

一般監査の周期延長を適用する社会福祉法人の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、愛媛県社会福祉法人等指導監査要綱（以下「要綱」という。）第4の1の（1）のイ又はウの規定に基づき一般監査の周期延長を適用する社会福祉法人（以下「法人」という。）の決定（以下「決定」という。）について、取扱いを定めるものとする。

第2 一般監査の周期延長を適用する法人について

要綱第4の1の（1）のイ又はウの規定に基づき一般監査の周期延長を適用する法人は、要綱第4の1の（1）のアの①及び②に関して問題が認められない法人のうち、直近の県（法人監査を実施する保健福祉部保健福祉課又は地方局地域福祉課）が実施する一般監査の受審の結果、文書指摘がなく、かつ、別表に掲げる判断基準に該当する法人に限るものとする。

ただし、直近の一般監査以降、法人及び経営施設等において、随時指導監査（文書指摘がある場合）、特別監査、改善勧告及び行政処分を受けた法人は、一般監査の周期延長を適用しない。

第3 決定の手続等について

県は、次の手続等により、一般監査を行う時まで、決定を行うものとする。

（1）申請書の提出について

一般監査の周期延長の適用を受けようとする法人は、一般監査予定年度の4月から6月末日までに、社会福祉法人一般監査の周期延長の適用申請書（様式第1号。以下「適用申請書」という。）に必要書類を添付して、県に提出しなければならない。

（2）申請に対する審査について

ア 県は、適用申請書及び添付書類を受理したときは、適用の可否について、この要領に基づき審査を行うものとする。

イ 県は、適用の可否を決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて調査を行い、又は必要な書類の提出を求めることができる。

ウ 県は、適用の可否を決定したときは、申請法人に対し、社会福祉法人一般監査の周期延長の適用決定通知書（様式第2号）又は社会福祉法人一般監査の周期の適用決定通知書（様式第3号）を通知する。

（3）適用期間について

適用期間は、一般監査を受けた日から要綱第4の1の（1）のイ又はウに規定する該当年が経過した日の属する年度末までとする。

（4）確認書類の提出について

決定を受けた法人は、適用期間中、次のア及びイの法人については、毎年度6月末日までに、ウの法人については、速やかに次の書類を県に提出しなければならない。

ア 要綱第4の1の（1）のイの①又は②に基づく決定を受けた法人

① 独立監査人の監査報告書の写し（「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されたもの。「除外事項を付した限定付適正意見」の場合は、除外事項について改善されたことが確認できる書類を添付。）

- ② 監査実施概要の写し
- ③ 監査結果の説明書の写し
- イ 要綱第4の1の(1)のイの③に基づく決定を受けた法人
財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務報告書の写し又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書の写し
- ウ 要綱第4の1の(1)のウに基づく決定を受けた法人
 - ① 福祉サービス第三者評価事業の受審を要件とする法人が、同事業を受審した場合は、受審結果の写し
 - ② ISO9001 の認証取得を要件とする法人が、更新審査又は維持審査を受審した場合は、登録証の写し又は維持審査の承認通知の写し
- (5) 決定内容等の変更について
決定を受けた法人は、申請した内容の変更等の理由により、要件を満たさなくなった場合には、要件を満たさなくなった日から1か月以内に、社会福祉法人一般監査の周期延長の適用中止届出書(様式第4号。以下「中止届出書」という。)により県に届け出るものとする。
- (6) 決定の取消し
 - ア 県は、決定を受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定の取消しを行うことができる。
 - ① 決定に当たり不正な行為があったと県が判断した場合
 - ② 決定を受けた法人から中止届出書が提出された場合
 - ③ 決定を受けた法人が中止届出書の届出を怠った場合
 - ④ 決定を受けた法人から毎年度提出される報告書類に大きな問題が認められた場合
 - ⑤ 法人及び経営施設等が随時指導監査(文書指摘がある場合)、特別監査、改善勧告及び行政処分を受けた場合
 - ⑥ その他、法人及び事業の運営に問題が生じたこと等により指導監査の実施が必要と認められた場合
 - イ 県は、決定の取消しをしたときは、取消法人に対し、社会福祉法人一般監査の周期延長の取消通知書(様式第5号)を通知する。
 - ウ 県は、取消法人に対し、速やかに一般監査を実施するものとする。

第4 その他

この要領に定めのない事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月26日から施行する。
- 2 一般監査を4年に1回とする社会福祉法人の指定に関する取扱い要領(平成23年5月2日)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 判断基準

(要綱第4の1の(1)のイの①)

要件	判断基準
会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○会計監査報告が作成されていること。 ○「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合は、除外事項について改善されていること。 ○毎年度法人から提出される報告書類(計算書類、附属明細書、財産目録等)に大きな問題がないこと。

(要綱第4の1の(1)のイの②)

要件	判断基準
会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度(過去3会計年度)会計監査報告が作成されていること。 ○「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合は、除外事項について改善されていること。 ○毎年度法人から提出される報告書類(計算書類、附属明細書、財産目録等)に大きな問題がないこと。

(要綱第4の1の(1)のイの③)

要件	判断基準
専門家による財務会計に関する支援を受け、当該支援を踏まえて作成する書類が提出されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度(過去3会計年度)支援を受けていること。 ○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務について、「課題」及び「改善提案」がある場合は、当該事項について改善されていること。 ○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務について、「NO」及び「所見」がある場合は、当該事項について改善されていること。 ○毎年度法人から提出される報告書類(計算書類、附属明細書、財産目録等)に大きな問題がないこと。

(要綱第4の1の(1)のウ)

要件	判断基準
1 法人において苦情解決への取組が適切に行われている。	○社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日付障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長通知)に基づき、取組が行われていること。

<p>2 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている。</p>	<p>○愛媛県が愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領に基づき認証した評価機関及び社会福祉法人全国社会福祉協議会が認証した評価機関（社会的養護関係施設の評価に限る。）が実施した福祉サービス第三者評価事業を過去3年度にいずれかの経営施設（経営施設が4施設以上ある場合は複数施設）が受審していること。</p> <p>○愛媛県福祉サービス第三者評価結果公表要領に定める福祉サービス第三者評価結果公表事項をインターネット等により公表していること。</p>
<p>3 ISO9001 の認証取得施設を有している。</p>	<p>○いずれかの経営施設（経営施設が4施設以上ある場合は複数施設）が認証取得していること。</p> <p>○毎年の維持審査、3年ごとの更新審査を受審していること。</p>
<p>4 地域社会に開かれた事業運営が行われている。</p>	<p>○いずれかの経営施設が次のいずれかを毎年度（過去3年度）行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係養成校等の研修生又は介護相談員の受入れ ・ボランティアの受入れ ・地域の福祉関係者や市民団体等と交流 ・その他の地域社会に開かれた事業
<p>5 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。</p>	<p>○いずれかの施設が制度外の地域のニーズを把握し、自主的に公益的な事業・活動を毎年度（過去3年度）実施していること。</p>